

評価費用の徴収についての考え方(案)

1 課題

- (1) 実施大綱(案)は次のように記載しており、認証評価機関としての申請の前にこの額を決定する必要がある。

評価費用の徴収

評価に当たって、短期大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し、徴収します。

(イメージ)

基本費用	円
1学科(専攻科)当たり	円

- (2) なお、「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について(中間まとめ)」において「他の評価機関とのイコール・フットィング等の観点も踏まえることが必要」との提言がなされていることに留意する。

2 基本的な考え方

- (1) 評価手数料については、評価申請のあった当該短期大学の教育活動等の状況を分析、評価するために必要な費用を基本とする。

- (ア) 『必要な費用』とは、個々の短期大学を実際に評価するために必要な経費とする。具体的には次の経費が考えられる。

評価対象短期大学の個々の評価を具体的に審議する認証評価委員会(部会を含む。)の開催経費

書面調査に必要な経費(自己評価書の分析謝金等)

訪問調査に必要な経費(評価担当者の訪問調査出席謝金・旅費等)

- (イ) 機構が認証評価機関として責任ある事業運営を行うために当然必要な経費については、個々の対象短期大学には課さないものとする。具体的には次の経費が考えられる。

評価基準の作成・変更、評価方針等を審議する認証評価委員会の開催経費

機構の評価基準等の周知に必要な経費

機構の人件費

(2) 学科等の増に伴って、評価担当者を増員する等の必要が見込まれることから、短期大学の『規模及び分野』を考慮して額を設定することとする。

このため、評価手数料は『各短期大学の規模及び分野にかかわらず、各短期大学に共通的に賦課する経費』と『学科・専攻科等の構成状況に応じ、これを単位として増額される経費』の合計額とする。

(3) 上記の基本的な考え方をもとに、具体的な評価手数料を算出する。

なお、年度によって申請機関の増減が予想されるが、基準額は変動させない。